

令和8年第1回豊後高田市議会定例会会議録（第2号）

○議事日程〔第2号〕

令和8年3月4日（水曜日）午前10時0分 開会

※開議宣告

日程第1 第1号議案から第27号議案まで及び第1号報告

質疑

委員会付託

〔ただし、第1号議案を除く。〕

日程第2 予算審査特別委員会の設置及び委員選任

委員会付託〔第1号議案〕

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員（16名）

1 番	野 崎	良
2 番	在 永	恵
3 番	於 久 弘	治
4 番	毛 利 洋	子
5 番	中 尾	勉
6 番	井ノ口 憲	治
7 番	阿 部 輝	之
8 番	土 谷 信	也
9 番	成 重 博	文
10 番	松 本 博	彰
11 番	河 野 徳	久
12 番	安 東 正	洋
13 番	北 崎 安	行
14 番	河 野 正	春
15 番	菅 健	雄
16 番	大 石 忠	昭

○欠席議員（0名）

○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事 務 局 長	大 塚 栄 彦
総括主幹兼議事係長	水 田 健 二
総括主幹兼庶務係長	黒 田 祐 子
推 進 員	清 水 栄 二

○説明のため議場に出席した者の職氏名

市 長	佐々木 敏 夫
-----	---------

副 市 長	安 田 祐 一
市参事兼総務課長	飯 沼 憲 一
市参事兼企画情報課長	丸山野 幸 政
市参事兼社会福祉課長	田 染 定 利
市参事兼子育て支援課長	水 江 和 徳
市参事兼人権啓発・部落差別解消推進課長	

	後 藤 史 明
市参事兼農業振興課長	川 口 達 也
市参事兼耕地林業課長兼農業地域支援室長	

	首 藤 賢 司
市参事兼建設課長	馬 場 政 年

財 政 課 長	伊 藤 昭 弘
---------	---------

地域活力創造課長	小 野 政 文
----------	---------

税 務 課 長	瀬 々 信 吉
---------	---------

市 民 課 長	田 中 良 久
---------	---------

保 険 年 金 課 長	佐々木 真 治
-------------	---------

健 康 推 進 課 長	近 藤 直 樹
-------------	---------

環 境 課 長	塩 崎 康 弘
---------	---------

商 工 観 光 課 長	井 上 重 信
-------------	---------

都 市 建 築 課 長	近 藤 保 博
-------------	---------

上 下 水 道 課 長	近 藤 毅
-------------	-------

地域総務二課長兼水産・地域産業課長

	奥 田 浩 中
--	---------

会計管理者兼会計課長	山 田 英 彦
------------	---------

選挙管理委員会・監査委員事務局長

	古 澤 英 彦
--	---------

農業委員会事務局長	東 本 久
-----------	-------

消防長	山 田 幸 茂
-----	---------

教育委員会

教 育 長	河 野 潔
-------	-------

市参事兼教育総務課長兼地域総務一課長

	植 田 克 己
--	---------

文化財室長	河 野 典 之
-------	---------

学 校 教 育 課 長	上 家 誠 夫
-------------	---------

総務課 課長補佐兼総務法規係長

	矢 野 裕 治
--	---------

主幹兼秘書係長	齋 藤 恭 子
---------	---------

○議長（阿部輝之君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

議会活性化特別委員会の正副委員長の互選の結果について報告がありましたので、発表いたします。

委員長に14番、河野正春君、副委員長に2番、在

3月4日

永 恵君、以上のとおりであります。

○議長（阿部輝之君） 日程第1、第1号議案から第27号議案まで及び第1号報告を一括議題といたします。

このうち、第1号議案につきましては、先例により、後ほど設置を予定しております予算審査特別委員会で質疑を行うことといたします。

この際、議員各位にお知らせいたします。

質疑及び質問に関連して、4番、毛利洋子君及び16番、大石忠昭君から資料要求があり、市長に提出依頼をいたしたところ、お手元にお配りのとおり提出がありましたのでご了承願います。

議案質疑通告表の順序により、16番、大石忠昭君の発言を許します。

16番、大石忠昭君。

○16番（大石忠昭君） 皆さん、おはようございます。日本共産党の大石忠昭です。

アメリカとイスラエルは、イラクへの大規模な先制攻撃を強行しまして、新しい戦争が始まりました。これは、国連憲章、国際法を踏みにじるような暴挙であってですね、断じて許すことはできませんし、厳しく抗議をいたします。

問題なのは、日本の政府がいまだに抗議の声を上げておりません。私は、アメリカに物を言えない態度を改めて、今、政府は、アメリカやイスラエルに対して直ちに戦争をやめろと、そして、やっぱり交渉による、いわゆる対話を繰り返し粘り強くやってですね、戦争ではなくて交渉によって問題を解決する、その立場に立つように、日本政府から強く要求をすべきだと思います。

最後に私は、日本共産党としてはですね、この戦争が一刻も早く終わるために頑張りますが、市民の皆さんにも一緒に声を上げてですね、やっぱり戦争をなくしていきたいと思います。

よって、今から、議案質疑を行います。

1時間ということですが、最後の国保税の問題が大事な問題でありますので、ここでちょっと時間を取ります。あとは簡単に行きたいと思いますので、ご協力をお願いします。

最初は、第3号議案、75歳以上の方の保険料を決める特別会計の当初予算についてですが、一点だけでいいんですが、私がこれ読んでみますと、前の年度に比べまして、75歳以上の高齢者から徴収する保険料が約4,000万円増額をされております。

これは、年金から天引きされるので、天引きされ

て、後から何でこんなことになるのということで苦情も出るかと思うんですけども、今、この場でですね、やっぱり、なぜ新年度から値上げをするのか、そのことによって高齢者にどういう影響を与えるのか、お年寄りにも分かるような言葉で簡潔に述べていただきたいと思います。

○議長（阿部輝之君） 保険年金課長、佐々木真治君。

○保険年金課長（佐々木真治君） 第3号議案、令和8年度豊後高田市後期高齢者医療特別会計予算に関するご質疑にお答えいたします。

ご案内のとおり、75歳以上の方が加入する後期高齢者医療保険につきましては、大分県後期高齢者医療広域連合が運営主体となっておりますので、その保険料につきましては、後期高齢者医療広域連合で算定された保険料額を基に予算計上を行っております。

令和8年度の後期高齢者医療保険料率につきましては、令和7年度と比較しまして、医療分における均等割額が5万9,200円から6万4,200円の5,000円引上げ、所得割率が11.55%から11.25%の0.3%引下げとなっております。また、令和8年度から国の制度として開始される子ども・子育て支援制度の導入により、均等割額が1,400円、所得割率が0.24%となっております。

ご質疑の保険料率の引上げに伴う影響でございますけれども、先ほどご説明しましたとおり、全ての被保険者について引上げとなっており、広域連合の試算によりますと、県全体で見た軽減後の1人当たり保険料額は、子ども・子育て支援金分を含みまして、令和7年度と比較して年間で平均9,746円の増額になると見込まれております。

それから、今回、保険料が引上げになった要因ということでございますけれども、後期高齢者医療広域連合からいただきました資料によりますと、この主な要因としましては、まず、団塊の世代のピークは過ぎておりますけれども、やはり後期高齢者医療のほうに移行する方がまだ多い状況でございまして、この被保険者の増加、それから、また、1人当たりの医療給付費の増加などが見込まれてるほか、先ほどありましたけれども、子ども・子育て支援金制度の創設による負担、それから、出産育児支援金の負担増、それから、賦課限度額の引上げ等の理由により保険料率が引上げとなっているということでお聞きしてるところでございます。

以上でございます。

○議長（阿部輝之君） 16番、大石忠昭君。

○16番（大石忠昭君） 今、説明がありましたけど、高齢者が聞いて理解できたでしょうか。

平口でもう1回聞きますとね、国民健康保険などだった方が75歳になりますと、県下一本のこの後期高齢者医療保険に変わるわけですね。これ、国保との違いというのは、国保は所得割、均等割、平等割があるんですが、こちらのほうは平等割がないんですよ。

私なりに勉強しておりますけれども、均等割については2年に1回変更があつてるけれども、今回で上げがやられましたね。所得割については若干下がったんですよ。じゃけん、問題は、大分県だけじゃない、全国で問題なのは、子ども・子育て支援金ですね、4月から新たに徴収されるんですよ。これ、もう大問題なんですけれども、分かるように説明してもらったと思うんです。私が説明するよりもですね。

この子ども・子育て支援金の分で、国が発表してるのは、1人、月約200円だという説明があつてるんですけど、大分県で計算した結果、今回、市のほうに徴収要求されてるのが幾らなのか。若干下がるんでないかと思うんですけど、その数字ですね。

それも足しますと、75歳以上の高齢者については1人当たり、前の年に比べて年間でどれぐらい値上げになるのか。私の計算では、1万円超えるんでないかと思うんですよ。その辺、どれぐらいが大分県では値上げになるのか。

これまでは、47都道府県の中で大分県が上から6番目に高いんですけども、今回はまだ分かりませんが、これでも高いんだと思うんですけど、そう思わないのかどうかですね。

○議長（阿部輝之君） しばらく休憩いたします。

午前10時12分 休憩

午前10時14分 再開

○議長（阿部輝之君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

保険年金課長、佐々木真治君。

○保険年金課長（佐々木真治君） それでは、再質疑にお答えいたします。

まず、令和8年度の当初予算の中で子育て分をどれくらい見込んでるかということでございますけども、広域連合の資料を基に推計をいたしまして、792万8,000円を見込んでるところでございます。

そして、その分を含めまして、本市——あくまでも広域連合の資料を基に算定をしておりますけども、本市としての令和7年度からの負担増というかですね、差につきましては、7,046円を増加するような試算をしておるところでございます。

以上でございます。

○議長（阿部輝之君） 16番、大石忠昭君。

○16番（大石忠昭君） 今、休憩取って、それだけの回答ですかね。

今、これ全国的に問題になってるんですよ。子ども家庭庁が発表した数字によりますとね、一般の健康保険で幾ら、国民健康保険で幾ら、後期高齢者で幾らというのを報道されてるでしょ。新聞、テレビで報道されてるんですよ。それによるとね、後期高齢者医療保険は年間で1万4,000円となつてくるんですよ。大分県の場合、それより安いんじゃないですかという質疑をしてるんです。それは、計算せんとできないんですか。1人平均だったら幾ら上乘せるんですかという質疑なんです。

議長、時間がもったいないけん、休憩してくれんと分かん。

○議長（阿部輝之君） しばらく休憩いたします。

午前10時17分 休憩

午前10時18分 再開

○議長（阿部輝之君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

保険年金課長、佐々木真治君。

○保険年金課長（佐々木真治君） それでは、再々質疑にお答えいたします。

子ども・子育て支援金分として、1人当たりに直しますと、この令和8年度の予算算定でいきますと1,606円の負担という形になります。

本市において全体を見たときには、先ほどご答弁しましたとおり、7,046円の増加という形になるのかなと思います。

以上でございます。（○16番（大石忠昭君）議長、もう1回いいかな。もう3回目かな。3回やったかね。もうやったかね）

○議長（阿部輝之君） 3回やってます。（○16番（大石忠昭君）いいです。じゃあ、次に行きます）

16番、大石忠昭君。

○16番（大石忠昭君） 今、1項目めで時間がかかりすぎてるんですよ。やっぱり私は大事な点を質疑しておりますのでね、そこの部分が端的に分かれればよいので、今後どういう原稿になっておつてもで

3月4日

すね、もう、なるべく短く、私に聞かれた部分だけ答えてください。

次は、第8号議案の一般会計の補正予算についてであります。

ここで質疑する内容は、もうほとんどがですね、私がこれまで市民の声を取り上げて、こういう問題を実現してほしいと掲げた課題が予算化できましてね、その点は評価をいたします。

よって、簡単でいいんですけども、6点質問しますが、1点目は、省エネのためのエアコンの購入促進事業で最高限度額10万円の補助金制度ね。これ、私もこれまでの議会で、国東の例や別府の例など示して議論してきた経過なんですけども、ここで聞くのは、この予算で、後から出る有害鳥獣捕獲報奨金などは、申請があればまた補正予算組んでくるんですけども、今回は、これは最後の補正なので、これで700万円で打切りなのか、希望者が多ければもっと増えるかということも含めてです。

それから、購入だけでなく、撤去をする費用もこの10万円の上限の中に含まれてるのかどうか。ぜひ含めてもらいたいと思いますが、どう考えてるのか。

2つ目は、農林水産事業の物価対策支援なんですけれども、今回は、コロナの時に比べまして、補助対象者も広がったし、補助金額も上乘せされて、これも評価をいたしますが、問題は、農家の方々の申請制度になってるので、申請が農家にとっても簡単で、すぐできるような方法を取ってもらいたいと思うんで、どういう人が対象者で、対象条件はどうなのかと、交付時期はどうなのかという、それぐらいに分けて、もう簡単に答弁してもらったらいいいと思います。

3つ目は、物価高騰対策で、今回、11弾目のプレミアム商品券事業を実施するのが最後の補正予算に組まれております。これは、豊後高田の場合、佐々木市長が県下に先駆けて第10弾を大分県一早く実施をしたために、県からの補助金の対象にならないということもあってですね、いろいろ検討した結果、今回、補正予算を組んで、これならば――補助予算を組めば、これで県からの補助金ももらえると。実際は4月以降の新年度でやるということになると思うんですけどね。そうすると県のほうは、新聞で分かるように、新年度についてもまた新たに補助金を今度の議会に提案しておりますわね。だから、当然、また佐々木市長のことですから、第12弾を打つこと

になると思うんですけどね。その辺も、豊後高田については、今回は補正でやるけども、実際は新年度でやるんだと。新年度の予算でもう1回組んでやるというぐらいにね、もう佐々木市長だからこそ2回もやるんだということになるということに私は思うんですけど、それがなるのかということね。スケジュールなどについて簡単に述べていただきたい。

それから4番目は、小規模事業者に対する市の独自の支援事業なんですけども、これまでも佐々木市長は、コロナ時代については県下に先駆けて家賃補助などを実施をしまして評価されました。今回、家賃補助じゃなくて、経営拡大者に対する補助金なんですけれども、これが補助額が全部で1,000万円なんですけれどもね、どれぐらい対象を見てですね、規模拡大ということになると、それはいいことなんですけれども、どれぐらいの対象がおってね、1,000万円ということになったかというのを簡単な説明。

それから5番目が、有機農業を促進するための事業費が組まれておりますが、資料もらいまして分かるんですけども、豊後高田の学校給食の食材費の補助金に充てるんですけども、この辺について、こういう補助事業が国からの費用で実施されとるんですけども、引き続き新年度も続けてもらいたいと思うんですけども、この補助事業をやることによって有機農業推進につなげてもらいたいと思うんですが、有機農業の農業者が増えてるのか、作付面積が増えることになってるかという、その辺をちょっと簡単に説明してください。

6番目は、有害鳥獣の捕獲事業の報奨金です。

これも、豊後高田の場合は捕獲量が予定よりも多いということで追加補正をする、これも評価することなんですよね。よってですね、前回の議会では団体から報奨金を増額してくれという請願が出ましたけれども、残念ながら否決されてるんです。今の単価においてもこれだけ予定よりも捕獲量が増えてるんですけども、猟友会などからは、もう少し豊後高田も捕獲報償金の引上げをしてほしいという声が出ているのか。出ておったら、ぜひ引き上げをもらいたいと思いますけれども、その辺の見解を求めます。

以上であります。なるべく簡単に、分かりやすい言葉で答弁してください。

○議長（阿部輝之君） 環境課長、塩崎康弘君。

○環境課長（塩崎康弘君） それでは、第8号議案、省エネエアコン購入促進事業費についてお答えいた

します。

本事業につきましては、65歳以上の高齢者や重度障がい者のおられる世帯を対象に、エネルギー価格や物価高騰による負担の軽減や夏場の熱中症対策、また、二酸化炭素の排出量削減を目的としまして、省エネ性能が優れたエアコンの購入に対し補助を行うものでございます。

省エネエアコンの普及の観点から、新規購入、買換えとともに補助金の対象としまして、補助率は2分の1、上限は10万円としております。

予算総額は700万円で、予算額に達した時点で終了となります。

補助の対象となる費用につきましては、エアコン本体の購入費に加え、設置に伴う工事費やもともと使っていたエアコンの撤去費も含むとしております。

ただし、撤去したエアコンのリサイクル料金につきましては、法律により消費者が負担するものと定められておりますので、本補助金の対象外となります。

以上でございます。

○議長（阿部輝之君） 農業振興課長、川口達也君。

○市参事兼農業振興課長（川口達也君） それでは、第8号議案のうち、まず、農林水産業経営経費高騰緊急支援事業費についてお答えします。

昨今の物価高騰により、農林水産業においても経費の増加が事業者の経営に影響を与えるものとなっているため、国の重点支援地方交付金を活用し、経営経費のうち、物財費（種苗費や肥料費、薬剤費、光熱動力費など）を対象に経費増に対する支援を行うものです。

支援につきましては、現在、農林水産業の経営を続けている事業者のうち、昨年の事業による収入が100万円以上の事業者——個人、法人を含みます——に対し、日々の経営活動で使用されている物財費の物価高騰分を推計、収入額に応じて一定額を支援金として給付するものです。

給付にあたっては、活用する国予算が令和7年度補正であり、より直近の物価高騰の影響を受けた方々へ支援を行うため、令和7年の申告内容が確定する本年7月以降に実施を予定しております。

実施に際しましては、対象者による申請方式とし、交付申請書と併せ令和7年の事業収入が確認できる書類等を提出していただく中、申請者の口座へ振り込みを予定しております。

次に、同じく第8号議案のうち、繰上計上を行う

まちの未来へつなぐ農林水産振興事業費における有機農業産地づくり推進事業費補助金についてですが、市内で生産される有機農産物のうち、学校給食食材として納入する野菜や米に係る価格助成を行うものです。

有機農産物は、栽培の過程で通常の農業よりどうしても手間がかかり収量も少ないことから、市場価格は一般的な農業による農産物より若干高くなるため、学校給食食材として購入する際における価格差に対し補助を行うものです。

なお、この間、有機農業について市として進めておりますけれども、令和5年——この事業に取り組んだ時の有機栽培農家につきましては13農家がございましたけれども、現在19農家となっております。また、農地の作付面積につきましても、当初は64ヘクタールでございましたけれども、現在69ヘクタール、5ヘクタールほど増えているという状況でございます。

以上です。

○議長（阿部輝之君） 商工観光課長、井上重信君。

○商工観光課長（井上重信君） 第8号議案のうち、初めに、物価高騰対策プレミアム商品券事業費（第11弾）についてのご質疑にお答えいたします。

現在、県内他市に先駆けまして昨年の9月議会で補正予算の議決をいただきまして、第10弾プレミアム商品券を発行いたしまして、現在ご活用いただいております。

大分県におきましても、昨年12月にプレミアム商品券発行に係る補正予算が措置をされました。その際、本市では既に第10弾プレミアム商品券の購入受付等行っておりまして、事前着手に該当することから、県の補正予算は活用できませんでした。

このため、今回の第11弾目となるプレミアム商品券事業費につきましては、昨年12月に措置された県の補正予算を活用いたしまして、予算計上をさせていただくものでございます。

なお、第11弾の発行総額は、第10弾と同額の5億505万円としておりますが、県からの予算配分額の上限が、県が定めた発行額を基に算出したプレミアム20%分相当となっております。したがって、不足する額につきましては、市で独自に上乗せをして発行させていただくものでございます。

今後のスケジュールでございますけれども、本議会で議決をいただきました後、速やかに実行委員会を開催いたしまして、4月には申込受付を開始したい

3月4日

というふうに考えております。また、6月中旬から9月末までの間に、利用期間という形で定めたいというふうに考えております。

また、県の令和8年度当初予算におきましても、プレミアム商品券の発行に係る予算が第1回定例県議会において提案をされておりますので、その動向を注視をいたしまして、県で予算措置がされた後には、活用に向けて検討してまいりたいと考えております。

続いて、小規模事業者等物価高騰対策事業費についてのご質疑にお答えいたします。

今回の事業につきましては、期間限定的な家賃補助ではなく、小規模事業者等の皆様を対象にいたしまして、中長期的な視野に立った生産性向上と持続的発展に資する設備投資等への支援のほうが、新たな販路開拓や業務の効率化等につながり、経営の安定化による事業継続が見込まれ、事業効果が高いと判断したため、設備投資等への支援を実施してまいりたいと考えてるところでございます。

補助率につきましては2分の1、上限額25万円と定めております。見込みとして40事業者を対象と見込んでおりまして、予算総額は1,000万という形でございます。

以上でございます。

○議長（阿部輝之君） 耕地林業課長、首藤賢司君。

○市参事兼耕地林業課長兼農業地域支援室長（首藤賢司君） それでは、第8号議案のうち、有害鳥獣捕獲事業費についてのご質疑にお答えします。

議員ご質疑の猟友会からの増額要望についてでございますが、現在、本市の捕獲業務を担っていただいている豊後高田市猟友会からは、報償金の増額に関する具体的な要望等は出ておりません。

以上でございます。

○議長（阿部輝之君） 16番、大石忠昭君。

○16番（大石忠昭君） あと32分ですからね。

今、6項目質問しておりますが、その中の3項目めのプレミアム商品券のことでですね、今の説明でいきますと、また県の新年度予算を活用して、もう1回、豊後高田でもプレミアム商品券発行が予想されますんでね。

今、10弾目の事業がやられておりますが、今度11弾目についてはね、やっぱりこれまでの結果から分析をしてもらって、なるべく多くの皆さんが活用できるように、それから、多くの事業所が活用できるように検討に検討を重ねてまいりたいと思うんです

が、私なりに県下を調べてみましたら、今、豊後高田の場合1,000円券ですけれども、500円券のところが増えるようです。だから、この11弾目は500円券を使用するなどですね、別府の場合もいろんな検討されておりますが、いろんなところのを研究してもらって、11弾、12弾というようにですね、やっぱり事業効果上げるようにしてもらいたいと思いますが、検討する用意があるかどうか聞きます。

○議長（阿部輝之君） 商工観光課長、井上重信君。

○商工観光課長（井上重信君） 大石議員の再質疑にお答えいたします。

第11弾目につきましてはですね、議会の議決をいただきました後、速やかに実行委員会を開催いたしまして、また、その実行委員会の中で、いかに多くの方に利用いただけるかということは当然検討して運用方針決めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（阿部輝之君） 16番、大石忠昭君。

○16番（大石忠昭君） じゃあ、次に行きます。

第12号議案で、ため池の復旧工事に伴う損害賠償事件なんですけれども、一言で言うならば、やっぱり市民に分かりやすくですね、何でこんな損害賠償をしなければならないことが起こったのかね、その損害賠償が適正であるかどうかということを知りたいと思うんですよ。今後、こういうことが起こらないように教訓を生かしてもらいたいと思いますが、その点、どのように教訓を生かそうとしてるのか、簡単に述べてください。

○議長（阿部輝之君） 耕地林業課長、首藤賢司君。

○市参事兼耕地林業課長兼農業地域支援室長（首藤賢司君） それでは、第12号議案、草地の梅ヶ迫ため池復旧工事に伴う損害賠償の額の決定についてのご質疑にお答えします。

まず、本件は、令和6年4月発注の令和5年災ため池復旧工事（梅ヶ迫池）に伴う土砂採取に際し、仲介人を通して地権者側の口頭承諾を得ておりました。

本復旧工事においては、他の地権者の皆様からも土砂や用地の無償提供をいただいております、本件山林の土砂についても同様に無償提供のお願いをしていたものでございます。

しかしながら、令和7年2月の土砂採取にあたり、市から地権者に対し、採取範囲や数量等の直接的な説明を欠いたまま作業を進めた結果、実際の搬出量

が地権者側の想定を著しく超えたこととなり、その所有山林に損害を与えております。

本件は、適正な契約手続と説明責任を怠り、無償提供の前提となる信頼関係を損ねた市側の事務執行上の瑕疵に起因するものであり、地権者様に対し深くおわび申し上げます。

賠償金額66万円の算定につきましては、顧問弁護士の助言に基づき、無償提供の範囲を逸脱して持ち出した土砂の市場価格による買取相当額、具体的には、市場価格立米当たり1,200円に、実際に搬出した数量500立米を乗じ、これに消費税相当額を加算したものとして算出したものであり、客観的な市場価格に照らして適正な額であると判断しております。

今回の事案を組織全体の重大な教訓としまして、今後は民有地を利用する際、無償、有償に関わらず、書面による事前合意と現地立会いを徹底することで、再発防止に万全を期してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（阿部輝之君） 16番、大石忠昭君。

○16番（大石忠昭君） 次に行きます。

次は、第26号議案の長崎鼻リゾートキャンプ場の条例の一部改正ですが、その中でですね、利用料の改定がやられてるんですけども、これがですね、市外の同じような施設に比べてみて、今回の改定案がほぼ同額なのか、それよりも低いのか、それよりも高いのか。

また、新しく施設を今建設中ですけども、この条例によりますと1泊1人2万5,000円となっておるんですけども、よく読んでみるとこれは上限となるとんです。そういう問題も含めてですね、今ある施設や新しく造る施設の利用料について適正な単価を定めてもらうと。利用者が多いほどいいと思うんですけども、あまり値上げし過ぎても、利用者が少なかったら困る問題もありますんでね。他市の状況なども検討した結果、こういうことになったと思うんですけど、その辺はどうなのか、説明してもらいたいと思います。

○議長（阿部輝之君） 商工観光課長、井上重信君。

○商工観光課長（井上重信君） 第26号議案の長崎鼻リゾートキャンプ場条例の一部改正についてのご質疑にお答えをいたします。

本条例の改正はですね、長崎鼻に本年3月末に完成をいたします新たなコテージの新設に伴う所要の規定の整備と、既存施設、長崎鼻リゾートキャンプ

場の利用料金の見直しを行うものでございます。

新たなコテージの名称は、長崎鼻ヴィラ・リゾートとしております。本施設は、高付加価値指向の客層をターゲットとしており、ロケーションのよさを最大限に生かしたグレードの高いコテージとして位置づけをしております。

県内のいわゆる豪華なキャンプと言われるグランピング施設の状況を調べた結果、どの施設もシーズンに応じて料金を使い分けており、平均単価が1人1泊、通常2万5,000円、ハイシーズン4万1,000円となっております。本施設は、その通常料金を参考にいたしまして、上限額として1人1泊2万5,000円としております。併せて、固定料金ではなく、シーズンに応じて料金を変動させながら運用することを想定をしております。

また、既存施設の長崎鼻リゾートキャンプ場の利用料金の見直しにつきましては、物価高や光熱費の上昇などに伴うキャンプ場の維持管理費の増加に対応するため、料金の上限額を現行の1.3倍に増額改定を行うものでございます。こちらにつきましても、シーズンに応じた利用料金の運用を想定をしております。

なお、両施設とも、実際に運用する利用料金につきましては、上限額の範囲内で指定管理者が市長に承認を得て定めることとなります。

以上でございます。

○議長（阿部輝之君） 16番、大石忠昭君。

○16番（大石忠昭君） それでは最後に、第2号議案と第19号議案が関連しますので、この点について、質疑は全部で9点あります。

簡潔でよいですけども、一言で言いますと、国民健康保険税の予算案と国民健康保険税条例の改定議案の2つの議案なんですけれども、これ両方関連する問題なんです。最初に聞きたいのは、予算上で見ましたらね、私の計算では、昨年度よりも、国保税については、税額の基礎になるのは医療分と——これは、医療費が上がれば上がるだけ高くなる仕組みになってるんです。もう一つは、大分県1本で実施しております後期高齢者医療保険——これは、納付金として請求される、その請求額に応じて国保税を決めると。もう一つは、介護保険の支援金なんです。これは、全国一律なんですけど、全国から、豊後高田については幾ら幾らときます。この3つのことを足したものが国保税に今まではなっておったんですけども、今回、新年度からは、新たに子ども・

3月4日

子育て分が追加されます。全国的にこれが問題になるとるんです。

私が最初に聞きたいのは、この医療分、後期高齢者分、介護分の税額がですね、予算上でいったらば、前年度に比べたら約1割減額されてるんじゃないかと思いますが、その要因についてどう考えたらいいのか説明をしてください。

それから2つ目はね、新年度から始まりますこの子ども・子育て支援分についてですね。予算上では全く新しい国民健康保険の加入者に対する負担なんですけれども、ここに提案されてる金額が、国保税から取る分が、確か914万円だったと思いますが、この914万円というのが、どういうことで正当性があるのかということを市民に分かるように説明してください。

それから3番目は、国民健康保険の中の新たな負担となる子ども・子育て支援分についてのですね——これは条例のところです。3番目から条例についてなんですが、所得割と均等割と平等割が今回提起されておりますが、これが、どういう計算でこういうことになる、これがいかに正しいかと。正しいから提案したと思うんですが、その辺説明してください。

それから4番目は、今度は国保税の医療分についても同じように所得割、均等割、平等割を改定するんですけれども、それが今回の改定がこういうことで正当なんだと。

5つ目は、後期高齢者分の所得割、均等割、平等割について、6つ目は、介護保険分の所得割、均等割、平等割についてですね、今回それぞれ改定するんですけれども、今回の改定がいかに正しいかということを説明してください。

7番目は、合計額においてですね、まあ合計額、私なりに計算してみますと、所得割がほんの僅か減りますし、均等割は1人当たり1,400円プラス、それから、平等割が1世帯4,000円の減額になるんですけれども、これをですね、所得割を引き上げなかったらねえ、これは、本当に皆さんから喜ばれる改定になるんじゃないかというふうに、私なりにいろんな計算しておりますけど、思うんですけど。これ、本来1,400円引き上げなければならなかったのかというね、総合計でね、その辺をちょっと説明してもらって、あとは——今、それが7番目ですわね。

それから、8番目が均等割のどこなんです。均等割が1,400円上がるんだけど、これ抑えるべきじゃ

なかったかと思うんですけど、抑えられなかった理由なども。

それから9番目は、平等割についてはですね、引き下げられましたからよかったと思うんですけども、これも引き下げても大丈夫なのかと、もうそれだけ、それを簡単に述べてください。

○議長（阿部輝之君） 保険年金課長、佐々木真治君。

○保険年金課長（佐々木真治君） 第2号議案、令和8年度豊後高田市国民健康保険特別会計予算及び第19号議案、豊後高田市国民健康保険税条例の一部改正についてのご質疑にお答えいたします。

ご答弁の前に、まずは、今回の国保税条例の一部改正を行います理由等につきましてご説明をしたいと思います。

まず1点目が、子ども・子育て支援金制度の創設に伴うものでございます。

ご承知のとおり、急速な少子化、人口減少に対応すべく、国において閣議決定されましたことも未来戦略の加速化プランに盛り込まれました各種の子育て支援に関する施策を実行するために、その財源を確保するための子ども・子育て支援金制度の創設を内容に含んだ法律が令和6年6月12日に公布されております。

これによりまして、児童手当の拡充など、国が行う各種子育て支援に関する施策を実行するための財源とするため、全世代・全経済主体が子育て世帯を支えるための新しい仕組みとして、新たに各医療保険の保険料と併せて拠出する子ども・子育て支援金制度が令和8年度から開始されることとなっておりますことから、国保税の中に新たな項目である子ども・子育て支援納付金分の内容を追加するため、条例改正を行うものでございます。

なお、この子ども・子育て支援納付金分の税率につきましては、大分県から示されました標準保険税率に沿って設定をいたしております。

次に2点目としまして、国民健康保険税に係る従前項目の税率の見直しでございます。

ご案内のとおり、国民健康保険税の税率は、平成20年度から据置きにしていまいりました。この据置きの間、特に平成26年度から平成27年度には、2か年度間で約2億円を一般会計から赤字補填をした時代もありまして、税率の引上げも検討しなければならぬ状況ではありましたが、引上げを行わず据置きにしていまいりました。さらに、近年においても、

令和元年度及び令和5年度、そして、直近の令和6年度決算においても歳入不足が生じており、基金からの繰入れを行っている状況でございます。

平成30年度から国保が広域化され、標準保険税率が示されるようになりましたけども、長年税率を据え置いたことにより、近年では、医療分は確かに標準保険税率に比べて高くはなっているものの、逆に後期高齢者支援金分と介護納付金分は本来徴収すべき税額と比べて著しく低い状態になっているなど、不均衡な状態が続いていました。

今回、県が示す標準保険税率に沿って設定する子ども・子育て支援納付金分の創設に加え、令和11年度から県内の国保税水準の統一も検討されておりますことから、従前からの国保税の3項目——医療分、後期高齢者支援金分、介護納付金分についても、基本的な考え方として、県が示す標準保険税率の数字に沿った見直しを行い、各項目ごとの税率の不均衡の是正を行うため、条例改正を行うものでございます。

次に3点目としまして、現行税率と標準税率との差に係る緩和措置の実施でございます。

医療分、後期高齢者支援金分、介護納付金分の3項目を県が示す標準保険税率に合わせた場合、3項目の合計として、現行税率よりも所得割は0.1%、平等割は4,000円の引下げとなりますが、均等割は4,900円上がるることとなります。

均等割につきましては、被保険者1人当たりに対してかかる税率でありますので、国保の被保険者の人数が多い世帯などでは負担が増えることも想定されますことから、国保基金を活用して後期高齢者支援金分及び介護納付金分に係る均等割の上昇を約半分程度にすることにより、できるだけ負担の上昇を抑える緩和措置を行っております。

具体的には、標準保険税率にした場合の均等割の引上げ額として、後期高齢者支援金分では4,000円上がるところを半分の2,000円に抑え、また、介護納付金分では3,100円上がるところを約半分の1,600円に抑えております。これによりまして、3項目の均等割の合計でみますと、4,900円の引上げになるところを1,400円の上昇に抑えたところでございます。

なお、今回の税率の見直しにより、従前の3項目で比較した場合の全体の負担水準はおおむね現行税率より下がることとなっております。

それでは、ご質疑のありました令和8年度国民健康保険特別会計当初予算における国保税の3項目に

係る積算根拠でございますけれども、先ほどご説明しました改正後の税率を用いて算定をいたしてありまして、資料でもお示ししておりますとおり、所得割、均等割、平等割の合計で、医療分が2億3,090万5,000円、後期高齢者支援金分が8,363万6,000円、介護納付金分が2,304万9,000円で、合計3億3,759万円で見込んでおります。

令和7年度の当初予算と比較しまして、被保険者の減少も影響しておりますけども、約10%ほど国保税収入が減少する見込みとなっております。また、同じく医療分、後期高齢者支援金分、介護納付金分の3項目の合計で、令和7年度当初予算と比較しますと、1世帯当たりでは平均約4.5%ほど下がる見込みとなっておりますのでございます。

次に、子ども・子育て支援納付金分の根拠と国保加入者の影響でございますけども、先ほどご説明しましたとおり、子ども・子育て支援金制度につきましては、国が行う各種子育て支援に関する施策を実行するための財源として、全世代・全経済主体が子育て世帯を支えるための新しい仕組みとして、新たに各医療保険の保険料と併せて拠出する国の制度でありますので、ご理解いただけたらと思います。

なお、令和8年度における国保加入者の影響につきましては、新たな子ども・子育て支援納付金分として914万5,000円の歳入予算で計上しておりますので、その分負担が増えるものと考えており、また18歳以上の被保険者1人当たりになりますと、平均で2,329円の負担と見込んでるところでございます。

次に、子ども・子育て支援納付金分の所得割、均等割、平等割についてですけども、子ども・子育て支援納付金分につきましては、これまでの国民健康保険の3項目と同様、所得割、均等割、平等割が設定されており、今回、新たに18歳以上均等割が新設されております。これは、18歳未満の子どもの均等割額は全額軽減される措置を行うこととなっており、この18歳未満の子どもに対する軽減については、一部を除き、軽減対象となる子ども以外の国保の被保険者で支えることとなっておりますのでございます。

また、子ども・子育て支援納付金分の税率につきましては、先ほどご説明しましたけども、県が示しました標準保険税率に沿って設定をいたしてありますけども、標準保険税率は、ご案内のとおり、県が国民健康保険の財政運用を担う仕組みにおいて、市町村が国保事業費を健全に賄うために必要な税率を基準として示してるものでございます。この県が示

3月4日

した標準保険税率を基に端数整理を行い、所得割が0.32%、均等割が900円、平等割が600円、18歳以上均等割が100円といたしたとでございます。

次に、医療分、後期高齢者支援金分、介護納付金分に係る税率改定についてでございますけども、基本的には標準保険税率に沿って設定しておりますけども、後期高齢者支援金分及び介護納付金分に係る均等割については、上昇分を抑える緩和措置を行っております。

まず、医療分は、所得割が10.40%を8.28%、均等割が2万8,000円を2万5,800円、平等割は2万2,300円を1万6,300円に改定し、次に後期高齢者支援金分は、所得割が2.50%を3.40%、均等割が6,500円を8,500円、平等割が5,200円を6,700円に改定し、次に介護納付金分は、所得割が1.85%を2.97%、均等割が7,400円を9,000円、平等割が4,700円を5,200円に改定いたしましたところでございます。

現行税率と比較しますと、医療分では所得割で2.12%、均等割で2,200円、平等割で6,000円、それぞれ引下げとなり、後期高齢者支援金分では、所得割で0.9%、均等割で2,000円、平等割で1,500円、また、介護納付金分では、所得割で1.12%、均等割で1,600円、平等割で500円、それぞれ引上げとなります。

次に、医療分、後期高齢者支援金分、介護納付金分の3項目に係る所得割、均等割、平等割、それぞれの合計税率についてですけども、先ほどご説明しました均等割の上昇を抑える緩和措置を行い、所得割が14.65%、均等割が4万3,300円、平等割が2万8,200円となり、現行税率と比較しまして、均等割で1,400円引上げとなりますけども、所得割で0.1%、平等割で4,000円、それぞれ引下げとなっている状況でございます。

以上でございます。

○議長（阿部輝之君） 16番、大石忠昭君。

○16番（大石忠昭君） 時間がね、あと3分54秒になりましたね、もう非常に残念ですけども。

今、私は簡単な答弁求めたんですけど、長い答弁がありまして、皆さん、理解できたでしょうか。恐らく市民の皆さんはちょっと、何をいろいろ、答弁があったけど分からんと思うんですね。あと残された時間でですね、端的に答えてもらいたいんですよ。

私はこれ、約5日間、連日勉強しております。分かったのはですね、市長が提案理由説明で、今度の改定によってですね、今度の改定ってのは18年ぶり

の改定なんですよ。佐々木市長になりましてからもう8年間、9年間というのは、毎回のようには私は引き下げるべきだという議論をしてきましたわね。国保運営協議会の資料見ますと、やっぱり議会のその指摘があったから改定するとなってるんですけどもね。市長の提案理由説明は、子ども・子育て支援の新しい法律ができて、これに基づいて条例改定と、同時に県の標準税率に合わせてやったと、こうなってるわけね。引き下げるとなってるんですよ。私の計算ではね、今回の市長の英断によって、市長就任後、初めてのこの改定なんで、これによってですね、従来の医療費分と後期高齢者分と介護分については大幅引下げなんですよ。

そこで、皆さんに資料を配ってますわね、今。資料要求して配りましたけれども、それで皆さん、分かりますか。パーセントが出てないから分からんと思いますけどね。これですって、上がるのはね、医療費分だったら全部下がるんですよ。基本的には、今までのとおりやったら、全世帯下がります。しかし、今回、子ども・子育て分が追加されるもんでね、追加されますとですね、上がるのは、いわゆる、例でいったら、4例出しとるでしょ。1例のところが上がるんですよ。これ、いわゆる均等割が1,400円上がるためにですね、4つのものを合計して均等割が1,400円上がるんですよ。そのために上がるんです。

そこで、質疑の第1はね、この上がる方は、何世帯もないんじゃないかと思うんですけど、おおよそ、子育ての世帯というのはほとんどの方が社会保険に入ってるでしょ、他の保険に入ってますわね。子どもが何人あっても、所得に関係なく保険料納めておるんですけども、この国保についてはですね、均等割という制度があるために、子どもが多ければ多いほど、今回の子育て支援分が上乘せるから、国保税が高くなるんです。そういう世帯がどれだけ、いわゆる何世帯あるかということですね。それは計算がないですね。

それからですね、私の言う、あとの所帯についてはですね、ほとんどのところが安くなるんじゃないかと、安くなるんだということね。1割以内ですけど、1割以内は国保税が安くなるという。子育て支援分足してみても、約5%は下がるという計算になります。そういうことでよいのか。今回の改定によって下がることになるんだと。しかし、子育て支援分は大問題なんだけども、特に均等割に高田の場合100

円上乗せという、この上乗せが不当なんだというけれども、そのことについても答えられれば答えてください。

以上です。

○議長（阿部輝之君）　しばらく休憩いたします。

午前11時08分　休憩

午前11時09分　再開

○議長（阿部輝之君）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

保険年金課長、佐々木真治君。

○保険年金課長（佐々木真治君）　それでは、再質疑にお答えいたします。

資料にもお出しをしておりましたけども、18歳未満の人数は400人ということで資料にお出しをしておりますけども、世帯数は何世帯かということなんですけども、世帯数については、これは把握はしておりません。

それから、あとの世帯、この子育て世帯以外のところは安くなるのではないかというお話ですけども、私どもも、この3項目の部分、子育てが入っても、その以外については、パターンの試算もお示しをしておりますけども、下がっていくんではないかというふうに見込んでおるところでございます。

それから、18歳以上の均等割100円についてでございますけども、これは、先ほどご説明しましたとおり、基は県の標準保険税率を踏まえて設定をしておりますんですけども、これまで税の端数整理については、100円単位でやってきたという経過がございます。その上で、今回、県から示された保険税率が、所得割が0.32%、均等割が973円、平等割が629円、18歳以上が57円ということで、これを端数整理前で見ますと、合計で——失礼しました、均等割だけを見ますと、合計しますと1,030円という形になります。

今回、提案をしております端数整理後の税率で見ますと、均等割額だけ合計しますと900円と、それから18歳以上が100円ということで、合計で1,000円という形になっておりますので、全体の合計を見まして、それぞれ端数整理をさせていただいたという形になっております。

以上でございます。（○16番（大石忠昭君）時間が来ましたので終わります）

○議長（阿部輝之君）　これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております第2号議案から第27号議案まで及び第1号報告については、お手元に

配付いたしました議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

○議長（阿部輝之君）　日程第2、予算審査特別委員会の設置及び委員選任についてを議題といたします。

お諮りいたします。

第1号議案、令和8年度豊後高田市一般会計予算については、委員全員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部輝之君）　ご異議なしと認めます。

よって、第1号議案、令和8年度豊後高田市一般会計予算については、議員全員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

次の本会議は、明日午前10時に再開し、一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。お疲れでした。

午前11時14分　散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

豊後高田市議会議長　阿　部　輝　之

豊後高田市議会議員　菅　　　健　雄

豊後高田市議会議員　大　石　忠　昭